

## 平成 23 年度第 1 回成田市地域包括支援センター等運営協議会会議概要

### 1 開催日時

平成 23 年 8 月 1 日（月）午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分

### 2 開催場所

成田市役所 議会棟執行部控室

### 3 出席者

（委員）

亀山幸吉会長、鈴木三代子、岩本延子、鈴木敬一郎、藤江浩、多田照子、  
青柳和孝 以上 7 名 （欠席：長谷川修、鈴木恵子、宮前信彦）

（事務局）

川口福祉部長、設楽統括主幹、  
佐久間高齢者福祉課長、鈴木主査、吉野主任主事  
浅野介護保険課長、坂本副主幹、石井副主幹、三橋副主幹  
成田市西部北地域包括支援センター 北村管理者  
成田市中央地域包括支援センター 出村管理者

### 4 議題

（1）地域包括支援センターの運営等に関すること

- ① 平成 22 年度事業実績について
- ② 平成 23 年度事業計画について
- ③ 介護予防支援業務の一部委託について
- ④ 地域包括支援センターの委託について

（2）地域密着型サービスの運営等に関すること

- ① 地域密着型サービスの状況について
- ② 他市町村に係る同意の状況について

（3）その他

### 5 議事（要旨）

（1）地域包括支援センターの運営等に関すること

①から④を続けて事務局から説明

（質疑応答）

#### ●委員

（ア）の特定高齢者把握事業は、いかに健診受診者の割合を高めていくかが、重要となると思われませんが、ここ数年の健診の受診率はどうか。また、議題にはありませんが、今回の震災に関して、保健所としても、災害対応を検討し始めたところなので、独居高齢者等への市の災害対応をお伺いしたい。

#### ○事務局

特定高齢者の健診受診者の割合ですが、21年度が31.2%、20年度が31%でした。平成22年度までは、特定高齢者把握事業でしたが、平成23年度

からは、2次予防事業対象高齢者把握事業となります。対象高齢者把握の方法としては、今年からは健診ではなく、要介護認定を受けていない満65歳以上の方19,383人の方にチェックリストに返信用封筒付をつけて郵送で配布して、その回答を元に判定をしております。回収は13,970人、72パーセントで、その内二次予防事業対象者は、3,563人、25.5パーセントでした。

震災の時の対応としましては、高齢者福祉課としては、把握している独居高齢者が約1,200人おりますので、災害発生2日後の13日から、福祉部全体で手分けをして電話・訪問等により4~5日かけて安否確認をおこなったが、最初は電話が通じないため、なかなか確認が取れず、最終的には職員が訪問して、留守だった場合は張り紙をする等しました。独居台帳も随時更新しているわけではないので、既になくなっていた方もありましたし、転出していた方もありまして、たいへん難しいものがありました。

また、危機管理課で要援護者の登録をおこなっており、これを利用して自治組織等による安否確認も行なわれておりますが、個人情報の問題もあり、全員の確認は難しいものがあります。

#### ●委員

(イ)の介護予防一般高齢者対策事業の参加者が、延人数しか記載されていないが、実人数は、何人か。実際に何人の方が参加されたのかを記載した方が分かりやすい。

総合相談業務 権利擁護・相談事業については、どれだけの相談を受けているのか、相談実績の内、虐待に関するものは、一人の相談者に対して何回も対応しているのが、一般的であると思うが、件数と回数ほどのくらいになるか。

三つの地域包括支援センターの事業計画はおおむね同じものになってくるかと思うが、中央包括に高齢者の集まりに参加と他とは違うことがあったが、この内容は何か？

#### ○事務局

認知症予防事業の参加者について、お答えいたします。実人数は、玉造公民館が12名、遠山公民館が16名です。1講座あたりの回数は7回から10回です。住まい・町研究会が17名、ヤックスケアサービスが9名、トータルケアあゆみが20名になります。

2点目の、相談・権利擁護の相談件数は、地域包括センターでは、実件数37件、延べ件数51件となっております。同じく西部北包括支援センターでは、実件数7件、延べ件数7件、中央包括支援センターでは、実件数25件、延べ件数120件となっていることの報告ですが、権利擁護と虐待については、境界があいまいな部分がありますが、一応分けており、虐待が疑われるケース以外を権利擁護としております。先の相談件数の内、虐待が疑われる相談は、地域包括センターでは、14件、延べ20件でした。

西部北地域包括支援センターでは、虐待が疑われる相談は、1件、中央地域包括支援センターでは、虐待が疑われる相談は、4件、延べ32件でした。

また、中央包括支援センターの活動計画にある高齢者の集まりについては、認知症家族の会への参加です。

●委員

虐待については、同一の方が被害を受け続けるケースも多い。被害を受けている実人数と、ケースによっては、施設入所で対応したりするケースもあると思うし、月に何回か訪問をして、経過を見ているケースもあると思う。被害があった件数と、解決あるいは、継続中の件数も合わせて、報告をいただくと分かりやすいと思います。

○事務局

月毎の相談件数を記載する形で報告をさせて頂きましたが、施設入所をして解決するケースもありますが、実際は、在宅で、月をまたいで、継続するケースも多く、なかなか解決とはならないので、次年度以降は、その辺も整理して報告をしたいと思います。

●委員

民生委員の活動と地域包括の関わりとの関係が見えにくいと感じている。平成23年度事業計画についての中で、中央地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメントの中で、(1) 地域包括支援センター広報周知の(イ)に、高齢者の集まりや民生委員等の集まりに参加とあるが、民生委員の活動の中で、独居高齢者に関わることも多く、民生委員によっては、地域包括支援センターを有効に利用している方もおります。地域包括支援センターの活動を知らない方もおりますので、地域包括支援センターが積極的に高齢者の集まりや民生委員等の集まりに参加するのは良いことだと思います。民生委員等の集まりというのは、民児協だと思いますが、どこの地区に行かれたか。

○事務局

久住、遠山、中郷地区です。民生委員の方にはたいへん協力をいただいております。

●委員

自宅で義母の面倒を見ているが、地域包括からの働きかけを受けたことがないような印象もある。どのようなかたちで働きかけを行っているのか。

○事務局

全ての方を訪問するわけではなく、ご家族の方と同居されている高齢者については、相談があった場合を除いて、こちらから訪問をすることは少ないかと思っております。通常は独居高齢者及び高齢者のみの世帯を中心に訪問させていただいております。

●委員

家族と同居している高齢者であっても、虐待や困っていることを、自分から連絡をすることは少ないと思うので、もっと積極的に訪問をして、状況を把握する必要があるのではないかと。

## ○事務局

ご指摘のあった件ですが、先の説明内容につきまして、補足させていただきます。ご家族とお住まいの高齢者の方についても実態把握はさせていただいていますが、独居高齢者及び高齢者のみの世帯を優先的に回らせていただいているという事で、相談の無いご家庭に保健師が出向くのは、現実的には難しいことから、相談があったご家庭について訪問をさせて頂いております。また、虐待については、実態把握だけでつかむのは、難しいので、「高齢者虐待に対する法律」の上でもそうですが、関係する近隣の方や、介護保険のサービスをお使いの方であれば、ケアマネージャーとか他のサービス事業者の方、医療機関には、通報義務があるので、そういうところを通じて、通報があれば、という対応になってしまっている。管内では 12 件の虐待に関する相談があり、そのほとんどはケアマネージャーからの相談でしたが、若干虐待をしている本人からの相談があったもの、近所からの相談があったものでした。地域包括支援センターは相談窓口として整備し、また周知もしているのですが、実際はどなたかの報告を待って活動をおこなうことになっています。

## ●委員

虐待をしている人が、虐待をしているという意識が無い場合がある。例えばネグレクトですね。そういった場合、1 回や 2 回訪問しただけでは分からない。お金の問題とか、いろいろな事情があって、家族が介護できなくなったという場合もある。実際、どういうケースが多いか。直営とそれ以外の包括で直接介入しての調査権などに違いはあるか？虐待はどんなものが一番多いか？

## ○事務局

経済的虐待が一番多いです。本人が管理できないと言って年金の通帳を管理しながら、介護が必要なのにサービスを利用しない。ネグレクトも多い。家族が生活しているのに食事を出さないとか。肉体的虐待は、痣とか、様子を見ればすぐにはわかるが、それほど多くはありません。ただ、経済的虐待は、対応が難しい。最初のご質問とつながりますが、地域包括に介入権はありません。高齢者虐待防止法で予定されている立入調査権も、拒否された場合はとる方法がありません。市は、施設への入所などの措置を命ずることはできるが、やはり立入調査はありません。警察も基本的には民事不介入である。そのため、何度も訪問をしながら、介護者との信頼関係を作るのが現在の基本的な対応になっています。これは高齢者虐待マニュアルにより定めているところです。また、経済的虐待は、市の福祉サービスの導入により改善できる場合もあるため、虐待も高齢者の問題として柔軟に対応をしていきたい。

(2) 地域密着型サービスの運営等に関すること

事務局から説明

(質疑応答)

●委員

セントケア公津の杜は何を予定しているのか。

○事務局

小規模多機能です。

●委員

市内のグループホームに空きが目立つという話を聞くが、どのような理由があると考えているか。また、第5期の計画はどのような方向で整備を進めるのか。

○事務局

第4期では、グループホームの計画はありませんので、今年中の整備はありません。空きの原因については、去年、今年と特別養護老人ホームの整備を進めていることなどの影響もあろうかと思えます。そののところを見極めながら、計画を考えていきたいと思えます。

●委員

なぜ、質問したかという、市内の既存の施設の状況が厳しい中で、新規の事業所を誘致するのはバランスが悪くなるのではないかと。もちろん既存の事業所がそれにあぐらをかくということがあってはいけませんが、特養の待機者数もよく話題に取り上げられるが、実際にすぐに入所が必要な人は少ない。

○事務局

私どもとしては、市町村が開設を拒否できる事業は決まっているので、指定の基準を満たしているものは指定をするのが原則と考えている。特養の待機者については、委員のおっしゃる通りであるが、数字として出てくると、行政としては大きな問題となってくる。そのあたりのバランスを考えて、第5期の計画を策定したい。もともと介護保険制度については市場原理も考えられているので、どのような原理が適当かバランスを見ながら考えてまいりたいと考えております。

(3) その他 (事務局報告)

地域密着型サービスの運営等に関して、平成21年の消防法の改正にともなうグループホームのスプリンクラー設置は、21・22年で、全て整備が終了した。

(対象：4事業所)

6 傍聴

傍聴者 1名

7 次回開催日時 (予定)

平成24年2月～3月